

特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン骨子

背景

令和4年4月に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、特定小型原動機付自転車の交通ルールが定められ、幅広い年代での手軽な移動手段として特定小型原動機付自転車の普及が見込まれている。他方、近年、電動キックボード利用者による交通事故・違反が増加傾向にあり、同法の国会審議では、新たな交通ルールの周知を図ること、関係省庁と事業者が連携し、効果的な交通安全教育の在り方について速やかに検討し、早期に実施すること等を内容とする附帯決議がなされた。これらを踏まえ、特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するために関係事業者が取り組むべき交通安全対策についてガイドラインとして示すもの。

目的

子供や高齢者、障害者等を含む多様な道路利用者が通行する道路において、新たな交通主体である特定小型原動機付自転車及び他の交通主体の双方の安全を十分に確保するためには、特定小型原動機付自転車に関係する事業者が十分な交通安全対策を講ずるべきであるところ、交通の安全と円滑を図る観点から、販売事業者、シェアリング事業者及びプラットフォーム提供事業者がそれぞれ取り組むべき交通安全対策に関する事項を示すことにより、特定小型原動機付自転車の適正かつ安全な利用を促進することを目的とする。

位置付け

本ガイドラインは、各事業者が最低限遵守すべき事項を示すものとして定め、各事業者は、ガイドラインに準拠した自主ルールを策定し、それぞれ必要な交通安全対策を講ずるものとする。

販売事業者が 取り組むべき交通安全対策

- 購入者に対する交通ルール等の周知
- 購入者の年齢確認の徹底
- 貸出し及び転売防止対策の実施
- 乗車用ヘルメット着用の促進
- 保安基準に適合した車体の販売
- 自賠償保険等の加入対策の実施
- 車体の点検・整備の支援
- 交通事故発生時の対応
- 相談窓口の設置
- 関係行政機関等との連携

シェアリング事業者が 取り組むべき交通安全対策

- 利用者に対する交通ルール等の周知
- 利用者の年齢確認の徹底
- 又貸し対策の実施
- 乗車用ヘルメット着用の促進
- 悪質・危険運転者対策の実施
- 放置車両対策の実施
- 車体の点検・整備の徹底
- 交通事故発生時の対応等
- 相談・連絡窓口の設置
- 関係行政機関との連携

プラットフォーム提供事業者が 取り組むべき交通安全対策

- プラットフォームを利用する販売事業者等への働き掛け
- プラットフォームを利用する販売者への働き掛け
- 相談・連絡窓口の設置
- 関係行政機関等との連携